

長野県訓令第1号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

職員の勤務成績評定に関する規程（昭和26年長野県訓令第7号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

題名を次のように改める。

職員の人事評価等に関する規程

第1条中「第40条第1項」を「第23条の2第1項」に、「勤務成績を評定し、」を「人事評価を実施し、及び」に、「適正」を「適性」

に改める。

第3条の見出しを「(人事評価の実施)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の評定は」を「人事評価は、」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、これらにより難い場合には、別に定める様式によることができる。

第3条第2項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第5条第1項中「適正」を「適性」に改める。

第8条中「評定結果」を「評価結果」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「評定成績」を「評価結果」に改める。

第10条中「勤務成績評定」を「人事評価」に改める。

人事課
職員キャリア開発センター

長野県訓令第2号

本庁内部部局
現地機関

長野県公印規程（昭和31年長野県訓令第29号）の一部を次のように改正します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

別表中	知事印 (入会長野嘱託登記専用)	信州の木活用課長	方30	長野県知事印 入会長野嘱託登記専用	を
	知事印 (森林国営保険関係専用)	森林づくり推進課長	方30	長野県知事印 森林国営保険専用	

知事印 (入会長野嘱託登記専用)	信州の木活用課長	方30	長野県知事印 入会長野嘱託登記専用	に、
---------------------	----------	-----	----------------------	----

知事印 (児童の扶養手当専用)	地方事務所長	を	知事印 (児童の扶養手当専用)	保健福祉事務所長	に、	千曲川流域下水道建設事務所長	を
--------------------	--------	---	--------------------	----------	----	----------------	---

千曲川流域下水道事務所長に改める。

情報公開・法務課

長野県訓令第3号

本庁内部部局
現地機関

長野県文書規程(昭和44年長野県訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部 守一

第21条第1項第1号のエ及びオ並びに第2項第1号のウ及びエ並びに第26条第2項第3号中「特殊文書等収配カード」を「特殊文書等収配簿」に改める。

別表第3の1の企画振興部の項中 「 地域振興課 」 を 「 地振 」 を

「 地域振興課
地域振興課楽園信州・移住推進室 」 「 地振
地振楽 」 に改め、同1の県民文化部の項中

「 私学・高等教育課 」 「 私高 」 を

「 私学・高等教育課
私学・高等教育課信州高等教育支援センター 」 「 私高
私高支 」 に改め、同1の健康福祉部の項中

「 健康福祉政策課 」 「 健福政 」 を

「 健康福祉政策課
健康福祉政策課国民健康保険室 」 「 健福政
健福国 」 に改め、同1の産業労働部の項中

「 産業政策課サービス産業振興室 」 「 産政サ 」 を

「 産業政策課産業戦略室 」 「 産政戦 」 に、

「 ものづくり振興課 」 「 も 」 を

「 産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室
ものづくり振興課
ものづくり振興課日本酒・ワイン振興室 」 「 産経創
も
も日 」 に改め、同表の2中

「 佐久児童相談所 」 「 佐児 」 を

「 佐久児童相談所
児童相談所広域支援センター 」 「 佐児
児広 」 に、

「 工科短期大学校 」 「 工大 」 を

「 工科短期大学校
南信工科短期大学校 」 「 工大
南工大 」 に、

「 飯田技術専門校
伊那技術専門校 」 「 飯技
伊技 」 を

「 飯田技術専門校 」 「 飯技 」 に改める。

様式第5号を次のように改める。

(様式第5号)(第21条、第26条関係)

(本庁・地方事務所等用)

特殊文書等収配簿

No. _____

年 月 日

取扱者印

受領時刻	速達	種別	番号	受信者	発信者	主管課 主務課名	取扱者印		配布時刻	備考
							受領者印			

- (備考) 1 「速達」欄は、速達の場合に○印を記入すること。
 2 「種別」欄は、書留、特定記録等の別を記入すること。
 3 「受信者」欄は、知事、課長等の別を記入すること。
 4 金券の場合には、金券番号又は金額を「備考」欄に記入すること。

(所用)

特殊文書等収配簿

No. _____

年 月 日收受

文書
主任印

受領時刻	速達	種別	番号	受信者	発信者	主務課名	文書主任印		配布時刻	備考
							受領者印			

(備考) 本庁・地方事務所等用の特殊文書等収配簿の備考に準ずること。

情報公開・法務課

長野県訓令第4号

本庁内部部局
現地機関

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程(平成20年長野県訓令第9号)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部 守一

本則第2項中「第28条第3項、第30条の3第3項」を「第28条の2第3項」に改める。

別表第1の企画振興部の項中「活力創出係 移住交流係」を「活力創出係」に改め、同表の総務部の項中「審査係」を「審査第一係 審査第二係」に改め、同表の県民文化部の項中「総務係」を「総務係 企画経理係」に改め、同表の健康福祉部の項中「企画調整

係 国保係)を「企画調整係」に、「がん・疾病対策係 母子・歯科保健係)を「母子・歯科保健係 がん・疾病対策係」に改め、同表の産業労働部の項中「産業イノベーション係)を「企画経理係」に改め、同表の観光部の項中「総務係)を「総務係 企画経理係」に改め、同表の農政部の項中「基盤整備係)を「農地・水保全係」に改め、同表の建設部の項中「景観係)を「景観係 全国都市緑化フェア準備係」に改める。

別表第2の産業労働部の項及び観光部の項を次のように改める。

産業労働部	創業・サービス産業振興室	サービス産業創出係 創業支援係
-------	--------------	-----------------

別表第4の松本地方事務所の項中「防災係 関連事業係)を「防災係」に改め、同表の北安曇地方事務所の項中「管理係 計画調査係)を「管理計画係」に改め、同表の保健福祉事務所の項中「佐久、」の次に「伊那、」を加え、同表の砂防事務所の項中

「総務係」を「総務係(犀川を除く。)」に

改める。

行政改革課

長野県訓令第5号

本庁内部部局
現地機関

副知事の担任事務に関する規程(平成27年長野県訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部 守一

第1条第1号のアを次のように改める。

ア 部局間の連携及び信州創生戦略の推進等に係る次に掲げる重点政策に関すること。

- (7) 共創躍動県づくり(信州産業のイノベーション創出・地消地産の推進)
- (1) 交流観光県づくり(観光大県づくり・交通ネットワークを活かした県づくり)
- (9) 人材の育成
- (1) 県土強^よ靱化の推進
- (1) 産業経済の振興
- (1) 行政・財政改革及びコンプライアンスの推進

第1条第1号のイ中「佐久地域)を「上伊那地域」に改め、同条第2号のア及びイを次のように改める。

ア 部局間の連携及び信州創生戦略の推進等に係る次に掲げる重点政策に関すること。

- (7) 郷学郷就県づくり(学びの郷^ま信州の創造・信州ならではの働き方推進)
- (1) 攻めの農林業の展開
- (9) 子育て支援
- (1) 健康長寿県づくり
- (1) 文化芸術の振興
- (1) 国際連携の強化
- (1) 環境・エネルギー政策

(7) 男女共同参画の推進

イ 佐久地域、上小地域、諏訪地域、北安曇地域及び長野地域に関すること。

行政改革課

長野県教育委員会訓令第2号

事務局
学校以外の教育機関

長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程(平成18年長野県教育委員会訓令第12号)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行します。

平成28年3月31日

長野県教育委員会

本則中「第3条」の次に「及び附則第3項)を加える。

別表の教学指導課の項の次に次のように加える。

全国高等学校総合文化祭推進室	企画広報係 事業推進係	第42回全国高等学校総合文化祭の開催に関する事務のうち企画及び広報に関する事項 第42回全国高等学校総合文化祭の開催に関する事項(企画広報係に属するものを除く。)
----------------	----------------	--

別表の文化財・生涯学習課の項中「並びに第12号及び第13号の」を「、第12号及び第13号の事項並びに第14号のうち県立図書館に関する」に、「第14号(」を「第14号(総務係及び)」に改める。

教育政策課

長野県教育委員会訓令第3号

県立高等学校

長野県立高等学校における兼務に関する規程(平成27年長野県教育委員会訓令第8号)の全部を次のように改正します。

平成28年3月31日

長野県教育委員会

長野県立高等学校における兼務に関する規程

- 1 長野県須坂園芸高等学校事務長の職を命ぜられた者は、当該職にある期間中、兼ねて長野県須坂創成高等学校事務長の職を命ぜられたものとする。
- 2 長野県須坂商業高等学校又は長野県須坂園芸高等学校に勤務を命ぜられた事務職員及び技術職員は、当該命ぜられている期間中、長野県須坂創成高等学校に兼務を命ぜられたものとする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県教育委員会訓令第4号

県立特別支援学校

長野県立特別支援学校における兼務に関する規程(平成22年長野県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行します。

平成28年3月31日

長野県教育委員会

本則の表の長野盲学校の項の次に次のように加える。

松本盲学校	松本養護学校
-------	--------

特別支援教育課

長野県教育委員会訓令第5号

事務局
学校以外の教育機関

長野県教育委員会文書規程(昭和47年長野県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行します。

平成28年3月31日

長野県教育委員会

第2条第3号中「及び」を「(室を含む。)及び」に改める。

第21条第1項第1号のエ及びオ並びに第2項第1号のウ及びエ並びに第25条第2項第3号中「特殊文書等収配カード」を「特殊文書等収配簿」に改める。

別表第3の1中「

教学指導課

」を「

教指

」を

「

教学指導課
教学指導課全国高等学校総合文化祭推進室

」を「

教指
教指全総

」に改める。

様式第5号を次のように改める。

(様式第5号)(第21条関係)
(本庁用)

特殊文書等収配簿

No. _____
年 月 日

取扱者印	
------	--

受領時刻	速達	種別	番号	受信者	発信者	主管課 主務課 名	受領者印	配布時刻	備考

- (備考)
- 「速達」欄は、速達の場合に○印を記入すること。
 - 「種別」欄は、書留、特定記録等の別を記入すること。
 - 「受信者」欄は、教育委員会、課長等の別を記入すること。
 - 金券の場合には、金券番号又は金額を「備考」欄に記入すること。

(所用)

特殊文書等収配簿

No.

年 月 日 収受

文書主任印

受領時刻	速達	種別	番号	受信者	発信者	主務課名	文書主任印		備考
							受領者印	配布時刻	

(備考) 本庁用の特殊文書等収配簿の備考に準ずること。

教育政策課

長野県教育委員会教育長訓令第1号

事務局
教育機関

教育長の権限に属する事務処理規程（昭和47年長野県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行します。

平成28年3月31日

長野県教育委員会教育長

別表第2の1の(6)のエを次のように改める。

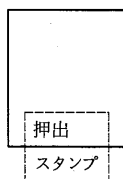
- エ 放課後子ども総合プラン推進事業補助金交付要綱（平成27年4月1日付け27教文第145号教育長通知）の規定に基づく補助金の交付

教育政策課

正 誤

平成28年3月22日付け長野県規則第9号「長野県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則」中

ページ 行(箇所)
81 右側様式中



くらし安全・消費生活課